

次世代育成支援対策推進法に基づく【一般事業主行動計画】

株式会社 I 和 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・出産時における会社の支援内容を告知し、既存制度の周知を行う。

<対策>

- 令和3年10月～ 定例会議や個別面談時などで、育児休業に関する両立支援についての周知を行う。
- 令和3年10月～ 制度に関する周知チラシを作成し、掲示する。

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にすること

女性社員・・・取得率を80%以上にすること

<対策>

- 令和3年10月～ 特に男性の育児休暇取得を促進するため、子を出産する予定の社員に対し、育児休業制度に関する具体的な利用手順についての説明を実施する。

目標3：毎年、制度の利用状況を把握し、問題点や改善点がないか検討する。

<対策>

- 毎年4月 制度の利用状況を把握
- 毎年4月 問題点や改善点の有無を社内で検討
問題点・改善点があった場合、改善策を検討し実施する。